

# 災害公営住宅の整備に係る補助の特例・入居者資格の特例

原子力発電所事故に伴い避難の継続を余儀なくされる避難者の居住の安定を確保するため以下の特例を設ける。

- ① 原発事故に伴う避難指示区域からの避難者を対象とした災害公営住宅の整備支援
- ② 避難指示区域からの避難者に対する公営住宅の入居者資格の付与

## 通常時

対象	住宅に困窮する低額所得者
補助率 整備支援	概ね45% 社会資本整備総合交付金、等

## 整備に係る補助の特例

第19条関係

## 災害時（東日本大震災の場合）

対象	災害により <b>滅失した住宅</b> に居住していた者
補助率	7/8*（激甚災害区域の場合） 5/6*（その他の場合）
整備支援	東日本大震災復興交付金など

\* 補助率は、復興交付金等による地方負担分の50%の追加支援を含む率

以下の①～②について満たすことが必要。

- ① 収入要件\*  
収入が一定水準以下であること（収入が分位25%\*の基準参酌して地方公共団体が条例で定める）
- ② 住宅困窮要件  
現に住宅に困窮していることが明らかかな者であること

\* 4人家族(扶養親族3名)の場合で年収約450万円

## 避難指示区域からの避難者向けの場合

対象	避難指示区域にH23年3月11日時点で <b>居住していた者</b>
補助率	7/8*
整備支援	長期避難者生活拠点形成交付金など

東日本大震災復興特別区域法等により被災者について以下の特例を措置。

対象	災害により <b>滅失した住宅</b> に <b>居住していた者</b> 、など
期間	復興推進計画に記載する災害公営住宅の整備に要する期間の終了まで
措置	対象者は収入にかかわらず入居可能注

福島復興再生特措法により避難者について以下の特例を措置。

対象	避難指示区域にH23年3月11日時点で <b>居住していた者</b>
期間	避難指示を受けている間
措置	対象者は収入にかかわらず入居可能注

注：入居後に入居者資格要件を満たさなくなった場合でも一定期間継続入居が可能 15